

省 令

厚生労働省令第十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第十五条の十四第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第三十五条(第四十五条、第六十一条、第百十五条)を「第三十五条(第四十五条、第六十一条)に改め、第四十四条の下に、「第百五条の二(第百五条において準用する場合に限る。を加え、同条第七号中「第三十五条(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百七条)を「第三十五条(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条)に改め、同号中「第七十七条第一項から第三項まで」の下に「第七十五条の二」を加える。」「第五十五条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。」「第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス

提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すことに一人以上とすることができ。」「第九十九条中第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。」「前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。))には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)に届け出るものとする。」「第五十五条の次に次の一条を加える。」「(事故発生時の対応)」「第百五条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」「指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。」「指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。」「指定介護予防通所介護事業者は、第九十九条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。」「第七十七条中「第三十条から第三十六条まで」を「第三十条から第三十四条まで、第三十六条」に改める。」「第九十九条中「第三十四条の二から第三十六条まで」を「第三十四条の二、第三十六条」に改め、「第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」とを削る。

附 則

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。 (介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正) 第二条 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。 附則第三条第一項中「第五条第二項及び第五項」を「第五条第二項及び第六項」に、同項の

告 白

示

○政治資金適正化委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。 平成二十七年一月二十二日

登録番号 登録年月日 氏 名 四八〇一 二六、一一、一九 田中 貢 四八〇二 二六、一一、一九 大木 恆彦 四八〇三 二六、一一、一九 松井 賢二 四八〇四 二六、一一、一九 押金 秀男 四八〇五 二六、一一、一九 松島 慎平

○政治資金適正化委員会告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。 平成二十七年一月二十二日

登録番号 氏 名 抹消年月日 抹消事由 七七七 毛見 広明 二七、一、六 本人からの申請 三五八九 梅村 正和 二七、一、六 本人からの申請

○法務省告示第五十一号

山梨県南巨摩郡早川町役場保存の次の原戸籍が滅失した。 平成二十七年一月二十二日 法務大臣 上川 陽子

○法務省告示第五十二号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月二十三日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。 一 当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を

表中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。 附則第四条第三号中「第三十四条の二から第三十六条まで(第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。))」を「第三十四条の二(第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。)、第三十六条(第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。))」に改める。 附則第五条第一項及び同項の表中「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改める。

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。 二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。 注 意 一 申出は、口頭でも差し支えない。 二 申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方務局宮古島支局に照会すること。 平成二十七年一月二十二日 法務大臣 上川 陽子

沖縄県宮古郡多良間村字塩川二百五十二番地 名嘉真久藏